

商品先物取引業者の情報開示

株式会社 **フジトミ**

(2015年3月期)

## 【はじめに】

本書は、平成27年3月期（平成26年4月～平成27年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

なお、以下の\*印を付した項目については、「有価証券報告書」をもって記載に代えております。

## 【記載項目について】

### 1. 会社の概況

- \*①商号、許可年月日等 商号、代表者名、所在地、電話番号、許可年月日及び加入協会名を記載しています。会社の沿革については、別添「有価証券報告書」4Pをご参照ください。
- \*②事業の内容 当該事業年度末の経営組織を掲載しています。事業の内容については、別添「有価証券報告書」5Pをご参照ください。
- ③営業所、事務所の状況 本社及び支店等の名称、所在地及び電話番号を記載しています。
- \*④財務の概要 別添「有価証券報告書」2P及び33～34Pをご参照ください。
- \*⑤発行済株式総数 別添「有価証券報告書」18Pをご参照ください。
- \*⑥上位10位までの株主の氏名等 別添「有価証券報告書」19Pをご参照ください。
- ⑦役員の状況 当該事業年度末における役員の氏名、役職名、代表権の有無及び常勤・非常勤の別を記載しています。
- ⑧役員及び使用人の数 当該事業年度末における役員及び使用人の数と登録外務員数を記載しています。

### 2. 営業の状況

- \*①営業の経過及び成果 別添「有価証券報告書」7～10Pをご参照ください。
- ②取引開始基準 商品先物取引業務に関する規則第18条第2項の規定により、当社が定める取引開始基準を記載しています。
- ③顧客数 当該事業年度末における顧客数を記載しています。

### 3. 経理の状況

- \*①貸借対照表 別添「有価証券報告書」31～32Pをご参照ください。
- \*②損益計算書 別添「有価証券報告書」33～34Pをご参照ください。
- \*③株主資本等変動計算書 別添「有価証券報告書」37～38Pをご参照ください。
- \*④個別注記表 別添「有価証券報告書」40～58Pをご参照ください。
- \*⑤監査に関する事項 上記①～④については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。別添「有価証券報告書」に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」をご参照下さい。

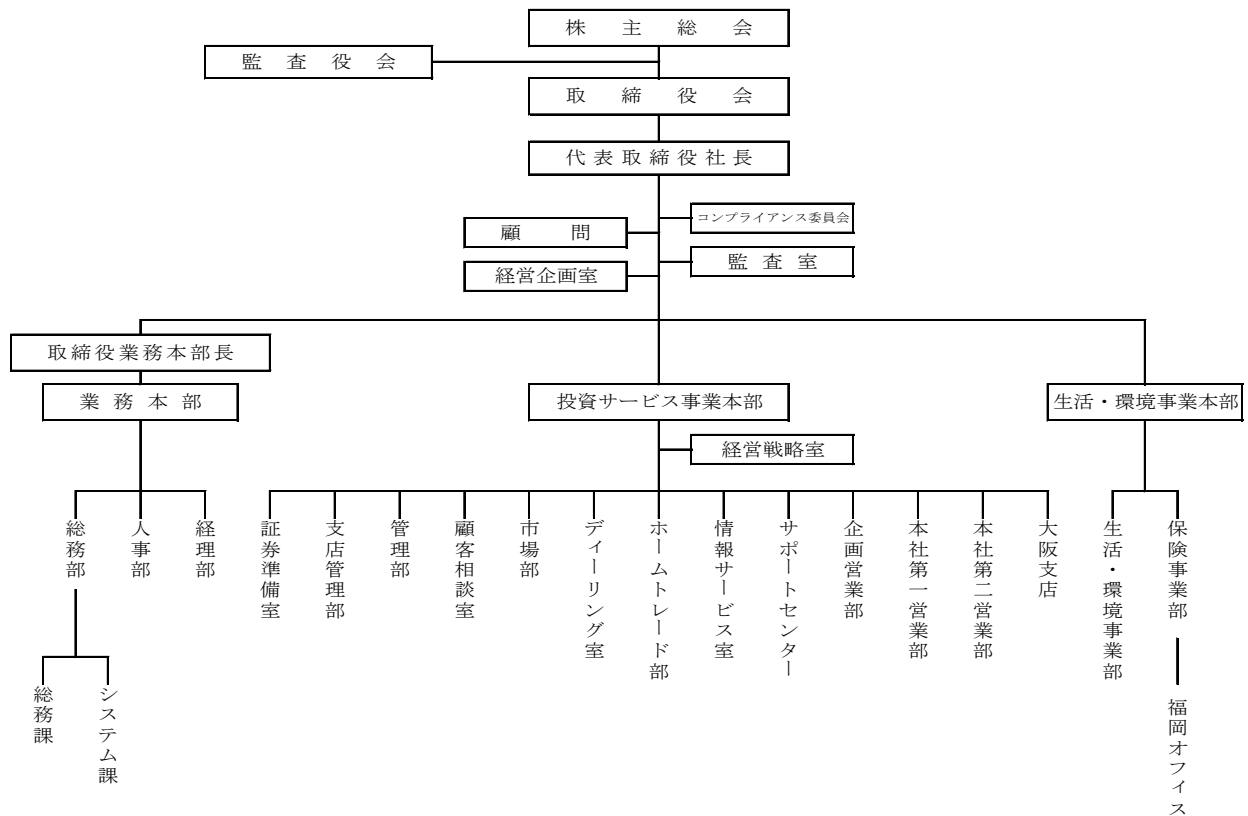
## 記載項目 1 会社の概況

### ① 商号、許可年月日等

商号 株式会社フジトミ  
代表者名 代表取締役社長 細金 英光  
所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号  
電話番号 03-4589-5500  
許可年月日 平成23年1月1日  
加入協会名 日本商品先物取引協会  
日本商品委託者保護基金  
会社の沿革 別添「有価証券報告書」4Pをご参照下さい。

### ② 事業の内容

#### (1) 経営組織



#### (2) 事業の内容

事業の内容については、別添「有価証券報告書」5Pをご参照下さい。

### ③ 営業所、事務所の状況

名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区日本橋蛸殻町1-15-5	03-4589-5500
大阪支店	大阪市中央区南船場3-4-26 出光ナガホリビル11階	06-6241-9511
※福岡オフィス	福岡市中央区舞鶴3-2-21 赤坂パークビル4階	092-753-8296

※福岡オフィスは保険募集及び金融商品仲介業務のみ行っております。

### ④ 財務の概要

別添「有価証券報告書」2P及び33～34Pをご参照下さい。

### ⑤ 発行済株式総数

別添「有価証券報告書」18Pをご参照下さい。

### ⑥ 上位10位までの株主の氏名等

別添「有価証券報告書」19Pをご参照下さい。

### ⑦ 役員の状況

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	細金 英光	有	常勤
取締役業務本部長 兼 投資サービス事業本部管理 担当本部長 兼 経理部長 兼 市場部長	新堀 博	無	常勤
取締役相談役	細金 鋤生	無	非常勤
取締役	山下 英樹	無	非常勤
監査役	上田 勤	無	常勤
※監査役	伊藤 進	無	非常勤
※監査役	上村 成生	無	非常勤

※監査役 伊藤 進及び上村 成生は会社法335条第3項に定める社外監査役です。

### ⑧ 役員及び使用人の数

	役員		使用人	合計
		うち非常勤		
総数	7名	4名	96名	103名
(うち外務員)	(1名)	(0名)	(64名)	(65名)

## 記載項目 2 営業の状況

### ① 営業の経過及び成果

別添「有価証券報告書」7～10Pをご参照下さい。

### ② 取引開始基準

当社はおお客様の知識、投資経験、資産状況、取引を行う目的等に適した取引を始めていただくために、取引開始基準を次の通り定めています。

1. 当社は、次の各号に該当する方は、いかなる事由があろうとも受託を一切しないものとする。
  - (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
  - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
  - (3) 長期療養者、長期入院患者等これに準ずる者及び随時連絡がとれない者
  - (4) 破産者で復権を得ない者
  - (5) 商品先物取引をするために借入れを行う者
  - (6) 損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
2. 当社は、次の各号に該当する方は、適合性の原則に照らして不相当と認められるので、原則として受託を行わないものとする。
  - (1) 恩給、年金、社会保険給付金等により主に生計を維持する者で、年金等の収入が収入全体の過半を占めている者
  - (2) 自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
  - (3) 専業主婦等一定の所得を有しない者
  - (4) 満75歳以上の高齢者
  - (5) 年間の総収入が500万円に満たない者
  - (6) 社会経験の乏しい30歳未満の若年者
  - (7) 商品先物取引の経験がない者
  - (8) その他商品先物取引を行う適格性に欠けていると認められる者
3. 当社の電子取引では、次の各号に該当する方は、適合性の原則に照らして不相当と認められるので、原則として受託を行わないものとする。
  - (1) 恩給、年金、社会保険給付金等により主に生計を維持する者で、年金等の収入が収入全体の過半を占めている者
  - (2) 自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
  - (3) 年収が300万円未満かつ金融資産が300万円未満の者
  - (4) 70歳以上の高齢者
  - (5) 社会経験の乏しい25歳未満の若年者
  - (6) その他、商品先物取引を行う適格性に欠けていると認められる者

### ③ 顧客数

顧客数 1,794名 (平成27年3月31日現在)

### 記載項目3 経理の状況

#### ① 貸借対照表

別添「有価証券報告書」31～32Pをご参照下さい。

#### ② 損益計算書

別添「有価証券報告書」33～34Pをご参照下さい。

#### ③ 株主資本等変動計算書

別添「有価証券報告書」37～38Pをご参照下さい。

#### ④ 個別注記表

別添「有価証券報告書」40～58Pをご参照下さい。

#### ⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。別添「有価証券報告書」に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」をご参照下さい。

以上